

— 友好自治体施設等利用助成金をご利用ください —

●「友好自治体施設等利用助成金」とは

町内在住・在勤の方が、友好自治体である愛知県東栄町および北海道美唄市の宿泊施設等を利用した際、利用料金の一部を予算の範囲内で助成する制度です。

この制度は、住民福祉の向上や、友好自治体との交流人口を拡大することを目的とし、相互のまちの活性化につながるよう新設されました。

詳しい助成内容等は、町ホームページをご覧ください。役場企画課へお問合せください。

●助成対象者

町内在住・在勤の方とその被扶養者

●助成金額

対象施設の利用料金の20%

(100円未満切り捨て)

※1人につき年1万円まで

※飲食・記念品・土産代は対象外

※予算の範囲内で助成金を交付しますので
予算を超えるときは受け付けを停止します。

問合せ先

役場 企画課 内線134

利用の流れ

利用前、役場 企画課に電話で予算の執行状況を問合せる



利用時、助成対象施設を利用し、領収書を発行してもらう



利用後、助成金の申請書兼請求書に必要事項を記入



領収書を添付し役場 企画課 窓口へ提出
(振込先の確認のため、振込口座の通帳を持参)



申請書兼請求書の写しを受け取る



助成金が振り込まれる

北海道美唄市

●美唄市ホームページ
<http://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



★美唄市

愛知県東栄町

●東栄町ホームページ
<http://www.town.toei.aichi.jp/>



歯の健康講座

海部歯科医師会

「大人の矯正治療」

矯正治療は子どもが行うものと思い「自分の年齢でも治療はできるのか」と不安に感じる方もいるかもしれませんが、矯正治療には基本的に年齢制限はありません。50歳代はもちろん、60歳代以降でも治療されている方は増えてきています。子どもの矯正治療との違いは顎の成長が終了しているため、それをふまえた治療方法の提案になります。

近年では、歯の裏側に付ける見えない装置や取り外し可能な装置などの見た目に配慮した治療が開発、改良されたこともあり、大人の治療が普及してきました。

子どもの頃に矯正治療するチャンスがなかったり、年齢を重ねてガタつきや噛み合わせが変化してきたという方でも、治療は可能です。大人の矯正治療を始めるにあたり、注意が必要な方は、差し歯や虫歯や歯周病がある方です。

矯正治療による歯の移動は、歯の根と歯を支えている歯槽骨の間で生じる組織変化によって起こり、差し歯であっても歯の根がしっかりしていれば問題なく歯が移動できます。ただし、差し歯にも矯正装置を直接着けますので、歯の移動終了後に装置を外す際に、差し歯の一部破損や、歯の移動後の新しい噛み合わせに適合した新たな形の差し歯につくりかえる必要があります。

また、虫歯や歯周病の方も年齢と共に口腔内の状態が悪くなるケースが多く、特に歯並びの悪い所は、磨き残しがあり、虫歯や歯周病になっているケースがあります。その状態で矯正治療を始めると、さらに状況が進行し悪化して、矯正治療を継続できなくなる場合があります。基本的には、まず、一般歯科で治療をしていただき、それらの治療が終了してから矯正治療を始めることをお勧めします。